

平成 20 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 マ ッ ダ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 卷 久 一
コ ー ド 番 号 7 2 6 1
問 合 せ 先 広 報 本 部 長 見 立 和 幸
TEL. 東 京 (03)3508-5056
広 島 (082)282-5253

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 25 日開催の当社第 142 回定時株主総会において、会社法第 238 条及び第 239 条の規定に基づき決議いたしました新株予約権の発行について、本日開催の取締役会において下記のとおり具体的な内容を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由
特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役に新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るもの。
2. 新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。
3. 新株予約権の割当日
平成 20 年 9 月 9 日
4. 新株予約権発行の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 2,014,000 株
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
2,014 個
(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込価額は、次により決定される1株当たりの払込価額に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込価額は、次のうち、最も高い金額とする。

- ① 新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。
- ② 新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値。
- ③ 平成20年6月26日から新株予約権の発行日までに自己株式を取得した場合、当該自己株式の取得価額の総額から取得した株式の総数を除した金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

平成22年7月1日から平成25年6月30日

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員等の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、自己都合により辞任もしくは退職した場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、④に規定する契約に定める条件による。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- ④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の取得・消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で取得し消却することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5)①及び④に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社若しくは資本下位会社とする組織再編（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定される比率に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社若しくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の募集対象者

当社の取締役・執行役員・従業員及び子会社取締役合計705名。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成20年5月9日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成20年6月25日

以 上